第五章　河内国讃良郡岡山谷の水車について

一．近世～近代の市域における水車

江戸時代に讃良郡域だった四條畷市内では、特に旧甲可村域にあたる西部地域で江戸期から昭和中期まで水車製粉業が栄えたとされている（『四條畷市史』第六巻など）。同地域では権現川流域の滝谷、清滝川流域の清滝谷、讃良川流域の岡山谷で水車製粉がおこなわれており、このうち滝谷と清滝谷では江戸後期～末期の状況もある程度判明している（『四條畷市史』第一巻）。これらの内容からは、当地域における江戸期の水車利用は、明治期以降の工業製粉はいうに及ばず、油搾り等の加工等にも用いられてはおらず、米、麦、豆、菜種などの細末化の域にとどまっていたとされている。

しかしながら、岡山谷においては史料が未発見であり、これまで明治期以降の状況のみが知られていた。

岡山谷における明治期以降の水車製粉は最大四基の操業が記録されており（出水力『水車の技術史』思文閣出版、一九八七）、昭和一一年の記録によれば多くは貝殻粉末である胡粉製造をおこなっていた（和田俊二「生駒山脈西斜面に於ける水車の地理學的研究」『地理論叢』第九輯、一九三七）。

今回整理をおこなった図書館収集文書のうち、岡山村山口伊兵衛家文書とみられる一群に、水車操業についての新知見を得られる文書があり、ここに詳述しておく。なお、この知見は文書群の一次整理時に、整理を指導していた札埜耕三氏が最初に得て、文書群に付した解説に記録していたことを申し添えておく[1]。

二．岡山村の江戸期における水車運上

図書館収集文書のうち、岡山村山口伊兵衛家文書とみられる一群には、免定と皆済目録が含まれている。その内には、多くの年次で「水車運上」と「水車弐輪運上」がそれぞれ別項目としてあげられており、合計三基の水車を岡山村で有していたとみられる。しかし、文政十年（一八二七）の皆済目録（年貢1）には水車運上が含まれておらず、天保五年（一八三四）の免定・皆済目録（年貢2・3：史料A）にそれが現れている。

史料A　午皆済目録之事（年貢3）

一銀八匁四分　　寅ゟ午迄五ケ年季　水車壱輪運上

一銀拾六匁八分　　卯ゟ未迄五ケ年季　水車弐輪運上

このことから、文政十年以降天保五年までの間に、岡山村に水車が設置された可能性が考えられる[2]。ただし、天保五年以前のものが文政十年のもの一通のみであるため確実とは言い切れず他の史料を待つ必要があり、文政十年のものには水車のことが表記されていないだけであった可能性もあるだろう。

また、嘉永四年（一八五一）～六年（一八五三）の間、従前の「水車運上」と「水車弐輪運上」（史料A・B）に加えて、「新規」として、水車運上「銀六匁」があげられており（史料C）、安政二年（一八五五）以降の「水車運上」も基本的に追加であげられたものに近い額（約六匁）へと変更されている（史料D）。

史料B　戌皆済目録之事（年貢26・嘉永三年分）

一銀拾八匁壱分　水車運上（午ゟ子迄七ヶ年季）

一銀八匁九分　右同断（当戌ゟ来ル寅迄五ヶ年季）

史料C　亥年皆済目録（年貢27・嘉永四年分）

一銀拾八匁壱分　水車運上（午ゟ子迄七ヶ年季）

一銀八匁九分　右同断（戌ゟ寅迄五ヶ年季）

一銀六匁　右同断（新規当亥ゟ来ル卯迄五ヶ年季）

史料D　卯年御年貢皆済目録（年貢31・安政二年分）

一銀拾八匁六分　水車運上（丑ゟ未迄七ヶ年季）

一銀六匁　右同断（戌ゟ寅迄五ヶ年季）

このことから、嘉永四年に新しい水車がつくられ、安政元年ごろに従前の水車のうち一基を廃して、安政二年以降従前の水車数（三基）に復した可能性があるのではないかと考えられる。

いずれにしても、これらの水車の用途はすでに『四條畷市史』第六巻で山中浩之氏が述べているように（市史六巻八九頁）、精米等なのか、油搾りなどにも用いていたのかはこれらの記述のみでは不明であり、今後の史料の蓄積を待つ必要がある。設置河川も不明であるが、岡山村内の可能性があるとみており、岡山村内の河川としては規模を考え合わせると讃良川もしくは岡部川の可能性が考えられる。このうち岡部川は鳥ヶ池付近に端を発するに過ぎず、讃良川である可能性がより高いと考える。讃良川であれば岡山谷に属しており、これらの史料は岡山谷の江戸期の水車状況を示している可能性があると言えるだろう。

三．まとめ―四條畷市内における水車製粉―

このように、岡山村の新出史料から、岡山村における水車の操業状況が読み取れることを示した。重ねて述べるが四條畷市域は従来水車製粉業が盛んだった地域とされており、その萌芽はすでに江戸期にみられることが新出史料からも改めて判明した。しかし、江戸期の史料を読み込むことで改めて読み取れるのは、この時代にはあくまで農村における精米等必須の作業をおこなうために水車が設置されているという点であり、水車製粉業が工業的に盛んとなるのは明治時代からとみられることである。これは、清滝谷の史料であるが明治十年代にいくつもの水車新設願が讃良郡長へ提出されていることからも読み取ることができる（小西家文書。市史六巻一七四頁も参照）。今後これらの史料を読み進めることで、市内の水車操業の変遷についてさらに明らかにしていきたい。

（實盛良彦）

註

(1)、札埜耕三氏が付していた解説の該当箇所は次のとおりであり、平成十年代後半の執筆とみられる。

「水車運上」について、文政十年（一八二七）の「皆済目録」には、「水車運上」、「水車弐輌運上」が記されていないので、この年以降、天保五年（一八三四）以前に、水車を設置し、課税されたかと思われる。

また、嘉永四亥年（一八五一）より新規に、「水車運上銀六匁」が課されているので、水車一輌が増加されたと思われる。

(2)、この史料から読み取る限りは、天保元年（一八三〇・寅）に一基、翌二年（一八三一・卯）に二基が設置された可能性がある。